

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する運用基準

平成 28 年 4 月 1 日

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。）に関する運用基準を次のとおり定める。

指針二の 1 の(1)の①に規定する設置者が確保することを要する駐車場の必要台数を算出する際の要素となる自動車分担率は、商業地区にあつては、法指針の定めにかかわらず、次の表のとおりとする。

(単位：パーセント)

| | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| 緩和対象地区 | $(7.5 + 0.045L) \times 0.8$ (L < 500) |
| | 30 (L ≥ 500) |
| 指定鉄道駅に地下通路又は上空通路等の歩行者専用道路で接続している場合 | $(7.5 + 0.045L) \times 0.7$ (L < 500) |
| | 30 (L ≥ 500) |

注 1 この表において「緩和対象地区」とは、次の各号に掲げる鉄道駅周辺の商業地区とする。また、「指定鉄道駅」とは、次の各号に掲げる鉄道駅とする。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社の駅 三ノ宮駅
- (2) 阪急電鉄株式会社の駅 神戸三宮駅
- (3) 阪神電鉄株式会社株式会社の駅 神戸三宮駅
- (4) 神戸新交通株式会社の駅 三宮駅
- (5) 神戸市交通局（神戸市営地下鉄）の駅 三宮駅、三宮・花時計前駅

2 この表において「L」とは、駅からの距離（単位：メートル）をいう。

3 ここでいう「駅」とは、当該店舗への来客が鉄道を主な交通手段として利用すると見込まれる場合における鉄道駅をいう。なお、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合には、本市と協議し、バスターミナル等バス路線が相当数集中する地点を駅として、上表を適用することができる。

4 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項又は附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出（駐車場の収容台数の見直しを伴うものに限る。）をした者については、現状の利用実態を考慮した上で、この表を適用するものとする。